

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	道の駅しちのへ道路・観光情報館及び駐車場管理等の委託契約
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 一戸 欣也 ○国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 ○青森県青森市中央三丁目20番38号
契約締結日	令和3年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	七戸町長 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	3,783,761円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 道の駅しちのへ道路・観光情報館及び駐車場管理等の委託契約
2. 契約相手 七戸町長
3. 随意契約理由

本委託は、国道4号青森県上北郡七戸町字荒熊内地内において、道の駅しちのへ道路・観光情報館及び駐車場の管理等を行うものである。

道の駅しちのへ道路・観光情報館及び駐車場は、平成29年1月26日に締結した『道の駅「しちのへ」情報提供施設建設及び駐車場造成に関する協定書』に基づき、道路管理者である青森河川国道事務所と地域振興施設管理者である七戸町が一体型「道の駅」として整備したものである。

当該「道の駅」の道路・観光情報館は、道路管理者と施設管理者が一体となって管理をすることから、平成30年6月28日付けで、七戸町と『道の駅しちのへ道路・観光情報館及び駐車場の管理に関する覚書』を取り交わし、両者それぞれの維持管理区分ならびに費用負担割合を定めている。

以上の理由から、本委託は七戸町と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない。

よって、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号の規定に基づき、七戸町と随意契約を締結するものである。